

川崎加圧ポンプ室

特 記 仕 様 書

ステンレス・パネルポンプ井

亀山市

## 目 次

### 第1章 総 則

#### 第1節 一般事項

#### 第2節 共通事項

### 第2章 ポンプ井本体工

#### 第1節 概 要

### 第3章 検 査

#### 第1節 材 料 の 検 査

#### 第2節 完 成 検 査

#### 第3節 他 事 業 体 の 検 査

## 第1章 総 則

### 第1節 一般事項

#### 1.1.1 概 要

本特記仕様は、亀山市「川崎加圧ポンプ室」のうち、配水池本体の築造工に適用するものであって、関係法規、一般仕様書、その他特別に定めたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、本市水道監督員(以下監督員とする)の指示により、施工にあたらなければならない。

#### 1.1.2 法規の適用

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

##### (1) 規 格

配水池に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

① 鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
② 構造用形鋼	JIS G 4317	熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼
	JIS G 4303	ステンレス鋼棒
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
③ 鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管
④ 溶接材料	JIS Z 3321	溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤ
	JIS Z 3323	ステンレス鋼アーク溶接用フラックス入りワイヤ

##### (2) 指針

水道施設設計指針 ((社)日本水道協会)

水道施設耐震工法指針 ((社)日本水道協会)

建築基準法施行令 ・ 国土交通省告示

鋼構造設計規準 ((社)日本建築学会)

建築設備耐震設計・施工指針 ((財)日本建築センター)

### 1.1.3 施工適用

#### (1) ポンプ井本体築造工

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| (ア) 受台工   | コンクリート基礎天端にアンカーボルトにて据付ける。   |
| (イ) 底板工   | パネル全溶接及び不動態化処理。             |
| (ウ) 壁版工   | 〃                           |
| (エ) 屋根版工  | 〃                           |
| (オ) 内部補強工 | 補強材組立。                      |
| (カ) 付帯工   | タラップ・マンホール・通気口・内部配管・手摺等の取付。 |

### 1.1.4 施工責務

本工事の施工にあたっては、受注者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を遵守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていない場合でも、構造体の安全確保及びに設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

### 1.1.5 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は請負者が代行し、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

### 1.1.6 質 疑

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、監督員に申し出てその指示に従う。

### 1.1.7 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

### 1.1.8 使用機材

- (1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。
- (2) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

#### 1.1.9 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 計算書（資材数量、本体主要材料の強度計算書及び基礎構造計算書）

#### (2) 図 面

(ア) 各種製作承認図（工場並びに現場製作品）

(イ) 各種配管、据付施工図面

(ウ) その他監督員の指示する図面

#### 1.1.10 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

#### 1.1.11 検査及び試験

本工事で特に必要と認めたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

#### 1.1.12 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、受注者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は請負者の負担とする。

#### 1.1.13 工事に関する報告

受注者は、工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

#### 1.1.14 保 証

工事完成引渡し後、2年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。

## 第2節 共通事項

### 1.2.1 構造・材料

#### (1) 本体及び架台

- (ア) ステンレスパネルの形状は、中心部を膨らませ、内、外圧に強い構造とし、ステンレス板をバルジプレスで成型したパネルを溶接にて接合し、組立てたものとする。
- (イ) ステンレスパネルの形状の標準は、1000 mm×1000 mm、1000 mm×500 mmとするもので、縁端は内側に 30 mm程度折曲げる。この折曲面は、各パネルが均一に接合できるように平滑であること。
- (ウ) パネルの溶接はすべて耐震性及び防水性を考え、内面の折曲げ端部全ラインとする。
- (エ) ポンプ井のパネル材質は、屋根及び側最上部は、SUS329J4L とし他は SUS444 とする。
- (オ) 水槽の補強は、ステンレス製鋼材とし内部補強方式とする。屋根版と底板と壁版及び柱、梁で構成するものとし、溶接接合とする。
- (カ) 水槽内部の気相部に使用する補強材は SUS329J4L とし、液相部に使用する補強材は SUS304 とする。
- (キ) 受台部は材質を SS400 とし、溶融亜鉛アルミ合金メッキ仕上げ (35) とする。

(2) 付属施設

(ア) 配管材質は SUS 製とし、パネル貫通部は溶接する。

(イ) 内タラップは、SUS329J4L、外タラップは SUS304 とする。

(ウ) マンホールは SUS329J4L とし、かぶせ蓋型の施錠式とする。

1.2.2 施 工

(1) ステンレスパネル

(ア) パネルの現地組立は、傷が付かない様入念に行うと共に、水平及び垂直面の確認をする。

(イ) ステンレス溶接部は不動態化处理（酸洗：ラスノン等）を行う。

## 第2章 ポンプ井本体工

### 第1節 概 要

本工事の構造は、ステンレス・パネル全溶接とするもので、コンクリート基礎に鉄骨架台を設置し、この上にパネル及び補強材を組立てる。

#### (1) 構造形式

ステンレス鋼製単体パネルをT I G溶接により、組立てる。

溶接作業者は、原則としてJ I S Z 3 8 2 1の試験に合格した者でなければならない。

#### (2) 形状寸法

(ア) 容 積	129.0 m <sup>3</sup>
(イ) 寸 法	5,500×8,000×3,500H
(ウ) H W L	+ 51.05
(エ) L W L	+ 48.05
(オ) その他	設計図による。

#### (3) 耐 震

地震係数 Kh2= 0.44 (2種地盤時)

#### (4) 本体材料

「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯及び JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯による SUS329J4L、SUS444」 板厚 1.5～2.5 mm

#### (5) 溶接棒

溶接棒は「JIS Z 3321 溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤ、 JIS Z 3323 ステンレス鋼アーク溶接用フラックス入りワイヤ」による。



## 第3章 検 査

### 第1節 材 料 の 検 査

- (1) 材料はすべて、工事現場へ搬入直後、検査願書を提出の上、監督員の検査を受けるものとする。
- (2) 監督員が必要と認めた場合、又は工作物仕上げなどの都合上、止むを得ない場合は、搬入以前に監督員の検査を受けるものとする。
- (3) 搬入材料が見本品と異なり、又は JIS・JWWA 等合格品であっても不良品と認めた場合は、直ちに優良品と交換し、監督員の承認を得なければならない。

### 第2節 完 成 検 査

完成検査は、本市工事検査員が設計書、工事記録写真、竣工図、工事関係書類により検査するものとする。

この場合、請負者は検査に必要な器具を用意し、係員を配置しなければならない。また、検査のため必要と認めたときは開削、又は破損試験等を命ずることもあるが請負者はこれを拒むことはできない。

なお、これに要する費用は、すべて請負者の負担とする。

### 第3節 他 事 業 体 の 検 査

官公庁および電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承認を受けてすべての手続きを代行するものとする。

## 工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事のみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければならない。
2. 設計図書の照査
  - 2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。
3. 施工計画書
  - 3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。
    - (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
    - (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
    - (3) 施工計画書は工事着手前に監督員に提出しなければならない
  - 3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
  - 3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。
  - 3-4 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。
4. 工程表
  - 4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。
  - 4-2 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたてて明記すること。

## 5. 排水処理

5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者の責任において講じなければならない。

5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること

## 6. 現場管理一般

### 6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めずともなく、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輛の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

### 6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講ずること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

### 6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

## 7. 損害補償

7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

7-2 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。

7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。

## 8. 竣工時の提出書類

8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

## 9. 検査

9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

## 10. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理

10-1 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。

10-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

10-3 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめるうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。

10-4 受注者は、濁水の処分に関し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。

10-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

## 11. 水道用資材

11-1 水道用管・弁栓類及び付属品は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA) 日本ダクタイル鉄管協会規格(JDPA)、日本水道鋼管協会規格(WSP)、塩化ビニル管・継手協会規格(AS規格)及び、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格(PTC)のいずれかの規格に適合したものとす。

11-2 前項の規定にかかわらず、使用する材料が規格品でないもので、工事をすうえで必要な場合は、監督員の承諾を得なければならない。

11-3 前2項の材料には、製品の図面、仕様書及び製造者の検査合格書が提出されなければならない。

## 12. その他

12-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。

12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。

12-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。

12-4 請負者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。

12-5 各種請負作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。

12-6 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。

12-7 バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。

12-8 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。

12-9 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。

- 12-10 舗装構成は推定であるので掘削時に既設舗装の構成(材質、厚み等)を確認し、監督員に報告すること。
- 12-11 既設管の埋設位置が不明であるため、必要な場合は監督員と協議すること。
- 12-12 地域のゴミ集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。
- 12-13 交通規制を開放する場合はアスファルト舗装を施工し、段差を解消するなど、安全に十分配慮すること。これにより難しい場合は監督員と協議すること。
- 12-14 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 12-15 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。
- 12-16 配水用ポリエチレン管(融着接合)を行う場合、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者が専任すること。
- 12-17 配水用ポリエチレン管(融着接合)で行う場合、全箇所の接合チェックシートを提出すること。また、融着データも提出すること。
- 12-18 交通規制については、幅員 2.5m未満通行止めとし、幅員 2.5m以上は片側交互通行とする。また、施工時以外は交通開放を行うこと。
- 12-19 管路等の施設について、監督員の通水確認後から工事的物引渡までの間、発注者において使用できるものとする。
- 12-20 NS・GX形ダクタイル鋳鉄管を布設する場合、配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)を取得した者又はJDPA継手接合研修会受講証を取得した者を専任すること。
- 12-21 GX形ダクタイル鋳鉄管を布設する場合、GX形継手チェックシートを提出すること。
- 12-22 仕切弁筐の鉄蓋の基本構造・形状は、JWWA B 132(水道用円形鉄蓋)に準拠したものとし、蓋表面には、維持管理上必要な情報表示を行うこと。表示する情報項目は方向・口径・管種・年度・管径・土被りとすること。
- 12-23 建設機械等使用時は周辺の環境に合わせて、必要な対策を講じること。

- 12-24 マーカー杭の反応をチェックし、チェックシートを提出すること。
- 12-25 時間外の作業連絡について、午後5時を超えて作業を行う場合は、あらかじめ午後4時までに監督員に報告し、作業が終了したときも同様に監督員に報告すること。
- 12-26 仮設撤去を行う場合は廃プラ及び非鉄スクラップ及び鉄スクラップに分けて処分すること。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 工期 <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 調整項目 <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名（1.全工種 2.農水配管工・乗入れ部工事） 施工時期及び施工時間（1.8:30～17:00 2.9月下旬以降） 施工方法（2.乗入れ部が完成するまでは敷地裏側の農道から敷地内に進入すること） 工期は、繰越手続きが完了後、契約の日から（ ）日間に変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ） <input type="checkbox"/> 占用物件名 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ～No. <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 仮設ヤード <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ km） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 <input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法等 <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 施工時期 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査 <input type="checkbox"/> 調査項目 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査費 <input type="checkbox"/> 計上あり <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> イメージアップ経費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input checked="" type="checkbox"/> 配置人員数（県道の車道、歩道での施工時は2人以上配置（うち交通誘導警備員A（1人）前記以外施工時は1人以上配置） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） <input type="checkbox"/> 施工時間の制限 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・近接公共施設等（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（情報ケーブル）） ・制限を受ける工種（ <input type="checkbox"/> 床掘 <input type="checkbox"/> 制限内容（ <input type="checkbox"/> 別添図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> イメージアップの内容（率分）（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> イメージアップの内容（積上）（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記委託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市





特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO. 3

明示項目	明示事項	条件及び内容
排水工（濁水処理を含む）関係	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり <input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 項目及び基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input checked="" type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input checked="" type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 工法区分（PHC杭、中掘り工法）、材料種類（ ）、施工範囲（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 削孔数量（別紙参照）、注入量（別紙参照）、その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 工法関係（別紙参照）、材料関係（別紙参照） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（基礎砂使用にあたって）	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシュチャーレン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置 <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 <input type="checkbox"/> 認定製品の品名：基礎砂 <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 <input type="checkbox"/> 認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 <input type="checkbox"/> その他（六価クロム溶出試験の分析結果証明書を提出すること。）
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input checked="" type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用の可能性あり （建設架生度情報交換システム登録予定、外溝工事盛土工購入土の数量について増減する可能性有り） <input type="checkbox"/> その他（敷入れ部で使用するカギについて） <input checked="" type="checkbox"/> その他（敷入れ部のL型擁壁について） <input checked="" type="checkbox"/> その他（盛土について）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 時期（平成 年 月 日） その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 運搬方法 <input type="checkbox"/> 請負者で運搬 <input type="checkbox"/> 請負者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> その他（未定） <input checked="" type="checkbox"/> 引渡場所 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> その他（未定） <input checked="" type="checkbox"/> 数量（未定） 運搬距離（L = 未定 km） <input checked="" type="checkbox"/> その他（施設できる設備については市の指定するカギで施設できるものとする） <input checked="" type="checkbox"/> その他（敷入れ部のL型擁壁については地元関係者との協議により、工法変更となる可能性があります。） <input checked="" type="checkbox"/> その他（本工事箇所は農地（田）であったことから、盛土をする前に耕土が適正な土質であるか十分確認検討すること。）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改訂を行った内容も含む） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 編）を適用

(注) 上記委託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO. 4

明示項目	明示事項	条件及び内容
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならぬ。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 工事完成図書（試行）	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真は電子納品とする。電子媒体の提出部数は、 <input type="checkbox"/> 2部 <input checked="" type="checkbox"/> (1)部とする。 <input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りでない。電子媒体の提出部数は、 <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> ( )部とする。 電子納品の取扱いは「三重県CALS電子納品運用マニュアル(案)」によるものとする。なお、「試行」とは、正式な成果物は紙納品し、並行して電子納品を試行的に実施するものである。
産業廃棄物		<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物相当物が計上されないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
県内企業優先使用	<input type="checkbox"/> 県内企業優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第10号）を受けた場合の措置については(1)受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約した場合は、工事実態調査に協力すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

#### 積算条件

##### ① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (取壊し工)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

##### ② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法 1 2 条関係）  
少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第 1 号の別表 1（建築物に係る解体工事）、別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表 3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について  
契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地